

四十四 第61条の2《農用地利用集積準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定都市鉄道整備準備金等の取扱いの準用)</p> <p>61の2 - 4 措置法第61条の2の規定による農用地利用集積準備金の積立額の損金算入等及び適格合併により引継ぎを受けた農用地利用集積準備金の措置法第61条の2第2項の規定による取崩しについては、<u>56 - 3及び56 - 4並びに55 - 7の2</u>に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(特定都市鉄道整備準備金の取扱いの準用)</p> <p>61の2 - 4 措置法第61条の2の規定による農用地利用集積準備金の積立額の損金算入については、<u>56 - 3から56 - 6まで</u>に準じて取り扱うものとする。</p>